

難病指定医療機関の長様
指定小児慢性特定疾病医療機関の長様

新潟県福祉保健部健康対策課長

特定医療費（指定難病）及び小児慢性特定疾病医療費助成における療養費払いの一部見直しについて（通知）

県の難病治療研究事業及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の推進について、日頃より格段の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

指定医療機関におかれましては、「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和 51 年 8 月 7 日保険発第 82 号）等により、県や市町村が実施する公費負担医療の請求事務を行っていただいているところです。公費負担医療については、県の特定医療費等と市町村の医療費助成とで公費併用が可能です。これまで特定医療費等の支給認定前に市町村の医療費助成が行われた場合においても、受給者が特定医療費等の自己負担上限額以上に支払った医療費を療養費払いしてきました。この取扱いについては、受給者の医療費負担が軽減されるよう配慮したものでありましたが、これを改め、公費適用の優先順位が徹底されるよう取扱いを適正化します。

については、下記のとおり受給者の療養費払いの請求方法を見直すこととしましたので、公費負担医療の請求事務におかれましても、引き続き適切に御対応いただけるよう御協力をお願いします。

また、今回の見直しに関して、別紙 1 のとおり指定医療機関向けのオンライン説明会を開催することとしました。御多用のことと思いますが、貴所属関係者（医事担当課職員、医療ソーシャルワーカーなど）の出席をお願いしたく、別紙 1 の参加希望日の 3 日前から一週間前までに、別紙 1 様式により出席者を報告ください。

記

1 公費適用の優先順位とは

公費負担医療制度においては、適用となる公費の優先順位が決められており、複数の公費が適用となる場合には、その優先順位に基づき医療費の給付が行われる。

特定医療費等と市町村の医療費助成に関しては、法令に基づく特定医療費等が優先されるため、公費適用は下記の例のとおりとなる。

（例）総医療費 1,000,000 円、患者負担割合 3 割、入院 5 日、窓口支払額 6,000 円（1,200 円 × 5 日）

医療保険 (700,000 円)	難病公費 (290,000 円)	県障公費 (4,000 円)	県障による自己負担額 6,000 円
------------------	------------------	----------------	--------------------

自己負担上限額 10,000 円

2 これまでの取扱い

患者が特定医療費等の支給認定申請中に、医療機関等を受診した医療費を市町村の医療費助成（子ども医療費等）の受給者証を使い支払いした場合に、特定医療費等の支給認定後の療養費払いにおいて、自己負担上限額以上に支払った医療費を払い戻していた。

なお、新潟市の特定医療費及び小児慢性特定疾病医療費助成の療養費払いにおいても、これまで同様の方法で療養費払いを行っており、令和3年4月1日以降においても引き続き同様の取扱いとなる。

(例) 「窓口支払額（県障適用）－自己負担上限額」の差額を療養費払い

総医療費1,000,000円、患者負担割合3割、入院30日、窓口支払額（県障適用）36,000円（1,200円×30日）

医療保険 (700,000円)	県障公費 (市町村) (264,000円)	難病公費 (26,000円)	←自己負担上限額 10,000円
		↑ 差額を返す (療養費払い)	

3 令和3年4月1日以降の療養費払いの請求方法の取扱い

令和3年4月1日以降は、下記のとおり療養費払いの請求方法とする。これによらず、子ども医療費等の受給者証により支払われた医療費の療養費払いの請求は受け付けないこととする。(別紙2参照)

ただし、医療機関等への周知期間や受給者の療養費払いの請求の猶予期間を考慮し、特定医療費等の受給者証の有効期間の始期が令和3年3月31日までの受給者については、受給者証が交付されるまでの間（受給者証の交付日が属する月の末日）の医療費について、令和3年4月1日以降においても療養費払いの請求が出来るものとする。

- ① 特定医療費等の支給認定申請中の患者、又はすでに受給者証を交付されている受給者は、原則医療機関等では医療保険（介護保険）の患者負担割合により医療費を支払う。（ただし、治療内容により医療費が高額になる場合等において、患者側の判断により子ども医療費等の受給者証を使っても差し支えない。）
- ② 特定医療費等の支給認定を受けた後、患者は医療機関等で受給者証を提示し医療費の精算を行う。
- ③ ②で精算ができなかった場合、公費適用の優先順位に沿って県（手続先は保健所）、市町村の順で療養費払いの手続きを患者が行う。

【担当】 健康対策課難病等対策係 大関
TEL:025-280-5202
健康対策課母子保健係 帯刀
TEL:025-280-5197